

## 2 條例、要綱等

## 2 - 1 綾瀬市国民保護協議会条例

平成17年条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、綾瀬市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、35人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 - 2 綾瀬市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成17年条例第38号

### (目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、綾瀬市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

資料編

2 条例、要綱等

2 綾瀬市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、綾瀬市緊急処理事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 - 3 綾瀬市国民保護協議会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、綾瀬市国民保護協議会条例（平成17年綾瀬市条例第37号）第6条の規定に基づき、綾瀬市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第2条 会長は、協議会の会議を招集するときは、会議の日時、会場及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

### (委員の代理出席等)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる

2 前項の場合は、事前に会長に届け出なければならない。

3 代理人は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

4 代理人は、委員と同様に協議会において発言し、議決に参加することができる。

5 代理人を出席させることができない委員は、会長を通じて、当該協議会に付議される事項について、書面により意見を提出することができる。

### (異動等の報告)

第4条 委員に異動等があったときは、その後任者は、速やかに、その役職名、氏名及び異動年月日を、会長に報告しなければならない。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、国民保護担当課が処理する。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って決定する。

### 附 則

この要領は、平成18年5月9日から施行する。

## 2 - 4 綾瀬市国民保護協議会の構成

平成 19 年 4 月 1 日現在

番号	選出団体名	選出区分
1	関東農政局神奈川農政事務所	指定地方行政機関
2	海上自衛隊厚木航空基地隊	自衛隊
3	神奈川県県央地域県政総合センター	県職員
4	厚木土木事務所	県職員
5	神奈川県大和保健福祉事務所	県職員
6	神奈川県企業庁綾瀬水道営業所	県職員
7	大和警察署	県警察官
8	副市長	市職員
9	教育長	教育委員会
10	消防長	市職員
11	建設部長	市職員
12	綾瀬郵便局	指定公共機関
13	(株)NTT東日本 - 神奈川災害対策室	指定公共機関
14	東京電力(株)神奈川支店相模原支社	指定公共機関
15	東京ガス(株)神奈川導管事業部湘南導管ネットワークセンター	指定公共機関
16	相鉄バス(株)	指定地方公共機関
17	(社)神奈川県トラック協会湘南支部	指定地方公共機関
18	綾瀬市消防団	知識経験者
19	綾瀬市医師会	知識経験者
20	さがみ農業協同組合綾瀬地区運営委員会	知識経験者
21	綾瀬市議会	知識経験者
22	綾瀬市議会経済建設常任委員会	知識経験者
23	綾瀬市商工会	知識経験者
24	綾瀬市自治会長連絡協議会	知識経験者
25	綾瀬市小中学校校長会・教頭会連合会	知識経験者
26	綾瀬市幼稚園協会	知識経験者
27	(社)綾瀬市建設協会	知識経験者
28	綾瀬市農業委員会	知識経験者
29	綾瀬防火協会	知識経験者
30	綾瀬市管工事業協同組合	知識経験者
31	(社)神奈川県エルピーガス協会県央支部綾瀬部	知識経験者
32	綾瀬市ボランティア連絡会	知識経験者
33	綾瀬市保育会	知識経験者
34	綾瀬市社会福祉協議会	知識経験者
35	あやせ男女共同参画プラン推進協議会	知識経験者

## 2 - 5 綾瀬市危機管理対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における危機管理体制について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危機管理」とは、テロ、感染症、その他市民の生命及び財産に甚大な影響を与え、又は与えることが予測される事案（他に対策についての定めがあるものは除く。以下「危機事案」という。）について、情報収集、事前対策及び応急対策を実施することにより、市民の不安を排除し、その発生を防除し、及び被害の軽減を図ることをいう。

(危機管理調整会議)

第3条 市長は、危機管理上必要と認めるときは、危機管理調整会議（以下「調整会議」という。）の招集を指示する。

2 調整会議は、危機管理対策主管課長が招集し、その座長となる。

3 調整会議は、危機事案に関する課等の長で組織する。

4 調整会議は、危機事案に関する情報を共有し、その対策の検討を行い、その結果を市長に報告する。

(綾瀬市危機管理対策本部)

第4条 市長は、危機事案について対策が必要と認めるときは、綾瀬市危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

3 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、企画部長、総務部長、保健福祉部長、環境市民部長、都市経済部長、建設部長、消防長、議会事務局長、教育総務部長、生涯学習部長及び市民協働安全担当部長をもって充てる。

(本部長等の職務)

第5条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名した副本部長が、その職務を代理する。

3 本部員は、危機事案についての対策に努め、必要に応じ部下職員を指揮監督する。

(対策本部会議)

第6条 本部長は、危機事案について必要と認めるときは、本部会議を招集しその議長となる。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、具体的対策について検討する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を求めることができる。

( 対策本部会議の所掌事務 )

第7条 本部会議は、次の事項を所掌するものとする。

- ( 1 ) 情報収集及び事前対策の実施
- ( 2 ) 応急対策の実施
- ( 3 ) 関係機関との情報交換、連携
- ( 4 ) 報道機関への対応

( 庶務 )

第8条 調整会議及び対策本部の庶務は、危機管理対策主管課において処理する。

( 緊急連絡網 )

第9条 本部員は、勤務時間外、休日等において職員の招集及び情報の伝達を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網を作成しておくものとする。

( 解散 )

第10条 本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、対策本部及び調整会議を解散する。

- (1) 危機事案について、その対策が終了したとき又はその発生のおそれなくなったとき。
- (2) 災害対策本部の設置など、対策本部に代わる措置がなされたとき。

( 委任 )

第11条 この要綱に定めるもののほか、危機管理体制に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

( 綾瀬市病原性大腸菌( O - 157 )対策本部要綱等の廃止 )

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 綾瀬市病原性大腸菌( O - 157 )対策本部要綱(平成9年4月11日施行)
- (2) 綾瀬市危機管理対策本部設置要綱(平成13年10月17日施行)

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 2 - 6 綾瀬市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、綾瀬市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、様式第1号のとおりとする。

### (交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(2) 消防団長及び消防団員

(3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### (交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第3号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

### (腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

資料編

2 条例、要綱等

6 綾瀬市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第4号）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

（身分証明書の交付）

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪

資料編

2 条例、要綱等

6 綾瀬市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

（保管）

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

（濫用の禁止）

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

（周知）

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会をとらえ、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 綾瀬市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、国民保護主管課が

資料編

2 条例、要綱等

6 綾瀬市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 2 - 7 綾瀬市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、綾瀬市消防本部の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、様式第1号のとおりとする。

### (交付の対象者)

第3条 消防長は、武力攻撃事態等において国民保護法第16条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

(2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### (交付の手続)

第4条 消防長は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 消防長は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第3号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

### (腕章及び帽章の交付)

第5条 消防長は、第3条第1号に掲げる者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

### (旗及び車両章の交付)

第6条 消防長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、

資料編

2 条例、要綱等

7 綾瀬市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、消防長は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第4号）により、速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

（身分証明書の交付）

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により、速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により、消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交

資料編

2 条例、要綱等

7 綾瀬市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、消防長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 消防長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 綾瀬市消防本部における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、消防総務課が行うこととする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 2 - 8 綾瀬市災害派遣手当等の支給に関する条例

平成17年条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条において準用する場合を含む。)に規定する職員(以下「職員」という。)の災害派遣手当(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において準用する場合にあっては、武力攻撃災害等派遣手当。以下同じ。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第2条 災害派遣手当は、職員が住所又は居所を離れて綾瀬市内に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、職員が綾瀬市内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(支給方法)

第3条 災害派遣手当の支給方法は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

利用施設の区分	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
綾瀬市内に滞在した期間		
30日以内の期間		6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間		5,140円

備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。